

中央小学校地域コーディネーター運用要項

1 この要綱は、児童とその保護者、地域の方々と校区の安全安心並びに道德教育等に資する活動（学校支援活動を含みます。）を行うために地域コーディネーターを設け、その運用について定めるものとします。

2 地域コーディネーターの資格等

実際に地域コーディネーターとして学校や保護者活動を支援することが可能であり、かつ関係各団体と連絡・調整できる能力があると学校並びにPTA会長が認めるものをコーディネーターに選出するものとし、現保護者、元保護者の中から複数名を選出（自他薦を問いません。）するものとします。

(1) 地域コーディネーターの任命

地域コーディネーターに選出された者は、学校長からの任命書の交付をうけるものとし、選出されたことを学校広報等に掲示し、指名簿を作成して学校において5年間保存するものとします。

(2) 地域コーディネーターの解除

地域コーディネーターに事故あるときや、ふさわしくない言行動があったときは、学校長、学校評議員、PTA会長等の間で協議した上、その任務を解除するものとします。任務を解除されたときは、任命書を返還するとともに学校広報等に掲示するものとします。

(3) 地域コーディネーターの任期

4月1日から翌3月31日までの1年とします。再任を妨げません。

3 地域コーディネーターの役割

次の役務を務めるものとします。

- (1) 中央小学校における学校教職員並びに保護者等に対する支援活動
- (2) 中央小学校における見守り活動関係団体（PTAを含む。）との連絡・調整等
- (3) 中央校区地域協働協議会との連絡・調整等
- (4) 寝屋川市立第一中学校、東小学校等の関係団体（PTAを含む。）との連絡・調整等
- (5) 他関係機関（市役所、市教育委員会等）との連絡・調整等

4 地域コーディネーターの遵守事項

次の事項については遵守するものとし、個人情報については厳格な取扱いに努めるものとします。

- (1) 選挙活動、宗教活動や営利に基づく活動を当コーディネーターと関連づけて行ってはなりません。
- (2) 活動の記録については、その都度、その日時、場所、活動内容等を記録化しておくものとします。
- (3) 活動上知り得た個人情報の取扱いについては法令の定めに従うものとし、パーソナルコンピューター、電磁的記録媒体（デジタルカメラ等を含む。）の利用や持ち出しについては、学校の担当者に許可を得て行うものとします。
- (4) 関係団体等との連絡・調整等の経過や結果にあつては記録化し、適宜、学校に報告・連絡を行うものとします。

5 地域コーディネーターと学校等の協議

地域コーディネーターが取り扱う案件について、必要があるときはその都度、学校側に意見を申し出ることができるものとします。また、学校や保護者が開催する会議等において意見を申し出ることができるものとします。

上記案件や会議において要望があった場合は、関係先と調整等を行った上、最善の努力をもって作業を行うものとします。

6 附則

この要綱は、平成29年9月15日から施行するものとします。